

●都市計画区域（法第5条）

都市計画区域は、都市計画を策定する場ともいうべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法及び関係法令の規制を受けるべき土地の区域をいい、具体的には市の中心市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定するものです。平塚市では、都市計画区域の範囲として市全域6,788haを指定しています。

都市計画区域の推移

決定年月日・告示番号	区 域	面積(ha)	摘 要
昭和10.6.10 内務省 第374号	平塚（旧市内）	1,087	決定
昭和33.4.18 建設省 第1074号	平塚市全域	6,788	変更（町村合併）